



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託（企業立地推進課）…………… 1
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）…………… 1
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の終了の通知・2件（都市計画・モノレール課）…………… 2

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（中小企業支援課）…………… 3
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 4
- 建築士法に基づく二級建築士に対する懲戒処分公告（建築指導課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了・9件（南部土木事務所）…………… 6

収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定・6件…………… 8

正 誤

- 平成28年 8 月 30 日 付け公報定期第4474号中訂正…………… 12

告 示

沖縄県告示第274号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成29年 5 月 2 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の施設使用料徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄国際物流拠点管理運営共同企業体
 - (2) 所在地 那覇市字鏡水崎原地先
- 3 委託期間 平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31日まで

沖縄県告示第275号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成29年 5 月 2 日

沖縄県文化観光スポーツ部長 嘉 手 莉 孝 夫

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成29年 5 月 6 日から同年 6 月 25日まで
- 4 観覧料の額
平成29年度美術館企画展「やんばるの森の美一写真展」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	前売、団体の場合
美術館施設	一般	700円	560円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	300円	240円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体の観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第276号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西原町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年 5 月 2 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 西原町の一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成29年 3 月15日から同年 4 月 7 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第277号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊見城市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年 5 月 2 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 豊見城市字与根地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年 7 月25日から同年12月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

沖縄県告示第278号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、中城村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年 5 月 2 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 中城村字南上原地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年11月30日から平成29年 3 月20日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のと

おり縦覧に供する。

平成29年5月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドン・キホーテ名護店 名護市大北五丁目896番地2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 合資会社ホクセイ 金武町字金武7905番地の1 代表社員 上原孝政
- 3 法第8条第1項の規定による名護市の意見の概要 現在、申請のある所在地は騒音規制区域に入っていないが、近隣に県営住宅などがあり、市民が生活をしていることから、近隣住民に対し騒音防止策に留意すること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成29年5月2日から同年6月2日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）アクロスプラザ古島駅前 那覇市銘苅1丁目70番1号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 藤田勝幸
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 一部の測定地点において、来客車両の走行により、騒音レベルの最大値が環境基準を超過しているため、届出書添付書類11の項目に明記されている対策等を確実に履行すること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要
 - (1) 要旨
 - ア N o . 2 出入口及びN o . 3 出入口については使用しないこと。
 - イ 仮にN o . 2 出入口及びN o . 3 出入口を使用する場合には、次の配慮を行うこと。
 - (7) 出入口N o . 2 及び出入口N o . 3 は、朝夕の登下校時間帯（おおむね午前6時から午前9時まで及び午後3時から午後6時まで）においては使用しないこと。
 - (4) (7)の時間帯を除く時間帯においては、N o . 2 は入口専用及びN o . 3 は出口専用とし、双方向の通行を行わないこと。

(2) 理由

本件届出においては、車の出入口として3か所が設定されており、N o . 1 は国道330号、N o . 2 は市道銘苅31号、N o . 3 は市道古島59号に接続することとなっている。このうち、市道銘苅31号及び市道古島59号は、いずれも歩道がなく、幅員6メートルときわめて狭小である。これら道路では、車両がすれ違うためにはたとえ他の障害物がなくても徐行が必要であり、かつ、途中には電柱が複数あるほか歩行者がいるため、円滑に双方向通行を行うのが困難な道路である。

市道銘苅31号は銘苅1丁目の住民の生活道路であり、今回の店舗に隣接して銘苅1丁目18番68号にそよ風おもろ保育園、及び銘苅1丁目18番19号にガジマル保育園があるため、朝夕には0歳から6歳の児童を連れた親子連れが多数通行する。また、当該道路は、銘苅1丁目1番地、2番地、6番地、7番地等に居住する小学生の銘苅小学校への通学路であり、10歳未満の児童だけでの通行も多数見られる道路である。

市道古島59号はN o . 3 出入口を出てすぐに90度に曲がるが、そのための十分な隅切りはなされておらず、周囲は既に建物が立地するか建築中であることから、将来的な拡張も見込まれない。かつ、当該曲がり角周辺にはモノレール古島駅前の交通広場から市道古島59号に出るための唯一の車いす用スロープがあり、車いすでの通行者がいることが想定される。

前述の事情も合わせると、車両の双方向通行は一層困難であるばかりか、車いす利用者と車両の接触等の重大事故が懸念される地点である。

また、市道銘苅30号はN o. 2 出入口の先で市道銘苅真嘉比線と接続し、さらにその先の交差点で、国道330号に接続するが、市道銘苅真嘉比線から国道330号に接続する交差点は、銘苅及びおもろまち方面から国道330号に出るための主要交差点であり、特に、平日夕方のラッシュ時には左折待ちの車列が200メートル以上にわたって延びる状況であり、銘苅30号においても、市道銘苅真嘉比線への合流を待つ車列がN o. 2 出入口近くまで伸びる状況が現在においても見受けられる。このような状況で当該店舗が開店し、N o. 2 出入口及びN o. 3 出入口を使用して車両の誘導を行うことは、これら道路の渋滞を一層悪化させるものと容易に予想できる。

以上から、銘苅1丁目地域の生活環境の保持のため、(1)のとおり要望するものである。

5 縦覧期間 平成29年5月2日から同年6月2日まで

6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年5月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年8月8日
(2) 商号名 有限会社協伸建設
(3) 代表者名 玉城康男
(4) 所在地 中城村字当間548番地4
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第8958号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年8月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年8月18日
(2) 商号名 東光電気
(3) 代表者名 洲鎌勝彦
(4) 所在地 宮古島市下地字上地361番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第12151号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年7月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年8月22日
(2) 商号名 株式会社タカラ住建
(3) 代表者名 津嘉山貞雄
(4) 所在地 豊見城市字我那覇648番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-27）第6249号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年7月12日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年8月22日
(2) 商号名 シュウデン
(3) 代表者名 石川修
(4) 所在地 宜野湾市大謝名四丁目20番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第11379号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年8月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成28年8月22日

- (2) 商号名 昭電気工事
(3) 代表者名 上原昭人
(4) 所在地 糸満市字糸満598番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第12563号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年8月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年8月22日
(2) 商号名 有限会社光和電工舎
(3) 代表者名 仲村盛明
(4) 所在地 沖縄市宮里一丁目15番26号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第8207号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年8月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年8月22日
(2) 商号名 佐久本工業
(3) 代表者名 佐久本克男
(4) 所在地 うるま市字安慶名二丁目19番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第10472号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年8月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年8月22日
(2) 商号名 暁組
(3) 代表者名 前泊篤一
(4) 所在地 中城村字新垣1892番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第9922号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年8月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年8月22日
(2) 商号名 しげ組
(3) 代表者名 前原茂信
(4) 所在地 八重瀬町字志多伯87番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第11225号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年8月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成28年8月22日
(2) 商号名 大洋建設株式会社
(3) 代表者名 屋宜直樹
(4) 所在地 那覇市松山1丁目17番44号八重洲第3ビル4階
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第11242号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年8月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定により、次のとおり二級建築士に対し懲戒の処分

をした。

平成29年5月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 処分をした年月日 平成29年3月29日
- 2 処分を受けた建築士の氏名等 島袋秀樹 二級建築士 沖縄県知事登録第5501号
- 3 処分の内容 免許取消し
- 4 処分の原因となった事実 沖縄県内の建築物（14物件）について、虚偽の建築確認済証を作成し、これを行使した。この行為は、建築士法第10条第1項第2号に該当する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年5月2日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年7月29日 沖縄県指令南土第1107号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原53番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市若狭1丁目18番2号具志堅ハウス401 具志堅正、那覇市若狭1丁目18番2号具志堅ハウス401 具志堅みのり
- 5 検査済証番号 平成29年3月16日 N第756号
- 6 工事完了年月日 平成29年3月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年5月2日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年4月22日 沖縄県指令南土第541号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字保栄茂235番4及び235番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市小禄1丁目10番3号メゾンTAKARAD-1 内門正悟
- 5 検査済証番号 平成29年3月17日 N第757号
- 6 工事完了年月日 平成29年3月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年5月2日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年1月19日 沖縄県指令南土第37号、平成28年5月18日 沖縄県指令南土第584号（変更）、平成29年3月23日 沖縄県指令南土第269号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字宜次5番2、6番1、6番3、6番4、6番5、637番1、637番3、637番4及び637番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市上之屋1丁目18番15号アイワテラス3階 根間康夫
- 5 検査済証番号 平成29年3月23日 N第758号
- 6 工事完了年月日 平成29年3月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成29年5月2日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年10月6日 沖縄県指令南土第1313号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安浜原297番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字真地205番地スカイハイム302 島袋有希乃
- 5 検査済証番号 平成29年3月28日 N第759号
- 6 工事完了年月日 平成29年3月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年5月2日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年10月14日 沖縄県指令南土第1345号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波298番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市大謝名三丁目12番5-303号スプリングハル 遠藤久美子、那覇市字識名1246番地1メゾン丸福303 長堂真弓
- 5 検査済証番号 平成29年3月29日 N第760号
- 6 工事完了年月日 平成29年3月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年5月2日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年10月7日 沖縄県指令南土第1324号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長浜原823番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊崎1番地879コアーズ豊崎301号 川添智洋、豊見城市字豊崎1番地879コアーズ豊崎301号 川添樹子
- 5 検査済証番号 平成29年3月29日 N第761号
- 6 工事完了年月日 平成29年3月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年5月2日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年10月2日 沖縄県指令南土第1228号、平成26年6月10日 沖縄県指令南土第649号（変更）、平成28年6月9日 沖縄県指令南土第695号（変更）、平成29年3月23日 沖縄県指令南土第271号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字板良敷1384番1ほか7筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市安里2丁目6番24号 有限会社喜納住宅開発 代表取締役 喜納兼功
- 5 検査済証番号 平成29年4月7日 N第762号
- 6 工事完了年月日 平成29年3月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年5月2日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年5月25日 沖縄県指令南土第602号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字小城79番1及び79番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字保栄茂202番地C o t e a u A e r e 101号 當間憲
- 5 検査済証番号 平成29年4月11日 N第763号
- 6 工事完了年月日 平成29年3月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年5月2日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年8月10日 沖縄県指令南土第1145号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字喜屋武438番7、438番9及び438番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字喜屋武74番地野原マンション201 湧川淳二
- 5 検査済証番号 平成29年4月11日 N第764号
- 6 工事完了年月日 平成29年3月30日

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第28号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月2日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・ハンセンの用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡恩納村字恩納米鳥	1401番	田	168	168.04	168.04

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
仲本菖子	宜野湾市我如古四丁目15番2号	18分の6
屋宜葉子	那覇市首里石嶺町3丁目237番地7	18分の6
屋宜弘美	那覇市首里石嶺町3丁目237番地7	18分の3

屋宜朋子	那覇市首里石嶺町3丁目237番地7	24分の1
屋宜盛顕	那覇市首里石嶺町1丁目64番地14	24分の1
グールディング育子	那覇市首里石嶺町4丁目18番地1メゾンコア305	24分の1
屋宜典子	那覇市古島1丁目1番地8レオパレス向日葵306	24分の1

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年3月9日

沖縄県収用委員会告示第29号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月2日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・ハンセンの用に供するための使用
 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡恩納村字恩納目座	1588番	田	76	76.02	76.02
国頭郡恩納村字恩納目座	1601番	田	250	250.08	250.08

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
山城靖	国頭郡恩納村字恩納2522番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年3月9日

沖縄県収用委員会告示第30号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月2日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・ハンセンの用に供するための使用
 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
国頭郡金武町字金武和留美原	5109番	畑	194	194.35	194.35
国頭郡金武町字金武池久保原	6983番	原野	1,475	1,475.86	1,475.86
国頭郡金武町字金武池久保原	7001番	畑	499	499.04	499.04
国頭郡金武町字金武犬盛原	7386番	畑	724	724.13	724.13
国頭郡金武町字金武犬盛原	7420番	畑	485	485.14	485.14
国頭郡金武町字金武伊保原	7618番	畑	791	791.82	791.82
国頭郡金武町字金武伊保原	7624番	畑	132	132.20	132.20
国頭郡金武町字金武伊保原	7654番	畑	474	474.84	474.84
国頭郡金武町字金武平川原	8288番 1	田	712	712.96	712.96

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
安次富勉	国頭郡金武町字金武516番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年3月9日

沖縄県収用委員会告示第31号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年5月2日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納弾薬庫地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
沖縄市字大工廻西尻原	603番 2	畑	1,304	1,304.64	1,304.64

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
比嘉昭雄	大阪府大阪市西成区橋三丁目8番11号	14分の9
春名邦子	大阪府吹田市山田西一丁目20番5号	14分の5

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年3月9日

沖縄県収用委員会告示第32号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 5 月 2 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納弾薬庫地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
中頭郡読谷村字伊良皆東原	1610番	原野	93	93.84	93.84

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
平安一嘉	中頭郡読谷村字比謝431番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 3 月 9 日

沖縄県収用委員会告示第33号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 5 月 2 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納弾薬庫地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
中頭郡読谷村字長田長田原	166番	田	235	235.43	235.43

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
伊佐眞政	中頭郡読谷村字比謝64番地 1	9分の4
伊佐眞勇	国頭郡今帰仁村字今泊1471番地 2	9分の1
伊佐眞幸	中頭郡読谷村字比謝266番地 3	9分の1

伊佐弘	中頭郡読谷村字比謝194番地 1	9分の1
伊佐眞武	中頭郡読谷村字比謝442番地 4	9分の1
伊佐民子	中頭郡読谷村字比謝442番地 1	9分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年3月9日

正 誤

平成28年8月30日付け公報定期第4474号掲載の「漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（沖縄県告示448号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
1	下から15	ひき網漁業	ひき縄漁業
1	下から13	ひき網漁業	ひき縄漁業

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 国際印刷
〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号